

プランの推進体制

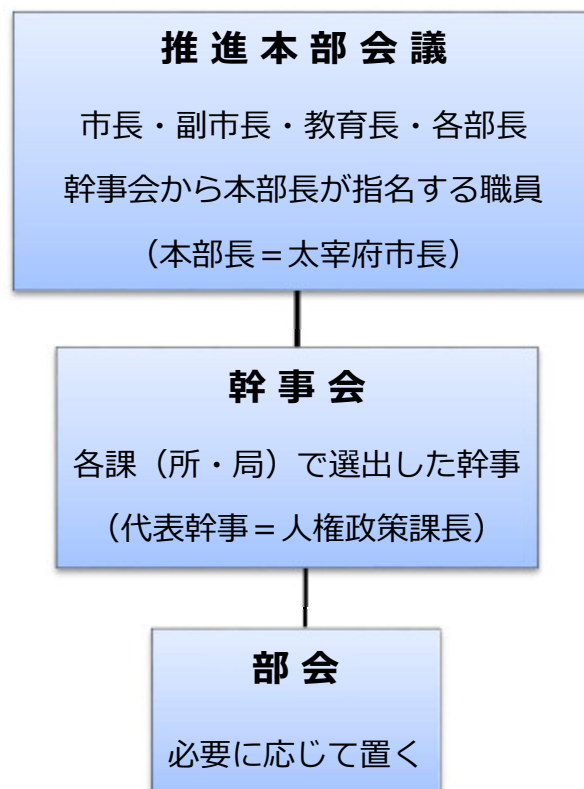
本市ではあらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させていくため、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し総合的に取組を進めています。この推進本部を核として、広範囲に渡る取組を確実に実行していくため、庁内の各分野が一体となり実効力ある施策を展開するほか、国や県などの関係機関との連携をより一層図っていく必要があります。

男女共同参画行政に関しては、識見者や市民等で構成する「太宰府市男女共同参画審議会」に諮り幅広く審議され、その提言等を施策へ反映させていくほか、男女共同参画プランの進捗状況を評価し市民に公表していきます。

また、本市の男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画推進センターミナスの事業内容を検証し、市民が男女共同参画を学習するための情報発信や講座内容の充実を図っていくとともに、自主的な活動を支援し、関係団体とも協働、協力して、自ら参画し活躍する市民リーダーの育成を図っていきます。

太宰府市男女共同参画推進本部 推進体制図

太宰府市男女共同参画推進本部



① 推進体制の整備・強化

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
100	男女共同参画推進本部体制の充実・強化	男女共同参画推進本部の「推進本部会議」、「幹事会」の体制を充実・強化し、男女共同参画社会形成のための施策の総合的・効果的な推進を図ります。	継続	人権政策課
101	男女共同参画審議会の機能発揮	男女共同参画プランの進捗状況について審議会に報告し、審議会の調査・審議により政策提言を受けていきます。	継続	人権政策課
102	男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プランに基づいて、その進捗状況をまとめ、公表します。	継続	人権政策課
103	男女共同参画推進センタールミナスの機能発揮	指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、センターの事業内容の評価検証を行い、事業内容の充実を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)
104	市職員の男女共同参画意識の向上	男女共同参画の視点に立った行政の推進を図るため職員研修を行います。	継続	人権政策課

② 市民との連携

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
105	苦情処理及び人権救済の申出制度の周知	男女共同参画推進委員による苦情処理及び人権救済制度の周知を図り、活用につなげます。	継続	人権政策課
106	ルミナスを拠点とした市民リーダー及び団体の育成	ルミナス登録団体への加入を促進し、活動を支援しながら、男女共同参画を目指す人材、団体を育成します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
107	関係団体との連携	子ども、高齢者、障がい者等の関係団体に対し、男女共同参画に関連する研修や学習機会を提供し、共に男女共同参画を考えていきます。	新規	関係課